

マテオ・リッチが見た中国の科举制度

平川祐弘『マテオ・リッチ伝』(東洋文庫一四一、平凡社、一九六九年)

ヨーロッパの従来の試験制度は中世紀以来もっぱら口頭試問によっていた。討論の形式で行なわれたが、その際試験官は三脚の椅子に腰かけた。ケンブリッジ大学には今日でも *trips examination* という名が伝わっている由だが、討論による民主主義的決定の態度を養う上にこうした試験習慣も貢献しているにちがいない。リッチは中国の試験に口述がなくもっぱら筆記だけにたよっていることに驚いた最初の西洋人の一人であった。ヨーロッパで筆記試験がはじめて採用されたのは一五九九年のことで、ほかならぬ耶蘇会の学校が先鞭をつけたのである。その頃には中国の科举の制についてのリッチの報告(一五八五年十一月二十四日、一五九七年九月九日、同十二月二十五日その他)が耶蘇会の当事者の耳にもはいつていたことかと思われる。しかし近代の試験制度が大学ではじめて運用され出したのはイギリスで、一八〇〇年のオクスフォード大学による *the Public Examination Statute* の採用以後のことである。官吏の任用が競争試験によって行なわれるようになったのはさらに遅い。イギリスでは大論争の挙句に一八五五年から実施

平川祐弘氏は「シナ」という用語を使用しているが、引用に当たってすべて「中国」と改めた。

されることとなったが、それでも当初は各省から指名を受けた候補者を委員会が審査にかけるという形式をふんでいた。それが完全に競争試験制度に切り換えられたのは一八七〇年(明治三年)のことである。任用試験は省から独立した委員会が行なうが、それ以後の昇進は省内で決定される。ヨーロッパの大陸諸国でも資格授与や官吏任用のために試験制度が広く採用されるようになったのは比較的新しい現象で、フランス革命以後のことである。中央集中制の規格化されたフランスの教育制度は主にナポレオンの時代に制定されたので、先にあげたエコール・ノルマル・シユベリユールという日本の旧一高に相当する学校は一七九四年に創設された。ドイツの官吏の任用は一八七三年以降は国家試験(*Große Staatsprüfung*)によって行なわれている。アメリカでは一八八三年以降である。

日本の試験による選抜をふくむ教育制度がフランスのそれにならって定められたのは、田中不二麿が米欧視察から帰って来た明治五年(一八七二年)のことであり、その年に出た小学教則には毎月の小試験、春秋二回の定期試験、大試験(卒業試験)などが明記されている。そして明治・大正・昭和の初期を通して高等文官試験は官僚国家日本にあつては戦後の公務員試験をはるかに上まわる権威を持っていた。封建的身分制を廃棄して「官武一途庶民二至ル迄各其志ヲ遂ゲ」させようとする明治政府の方針は民主主義的な人材登庸の方向を示していたわけだが、その際五箇条の御誓文の正文に「貢士期限ヲ以テ賢才ニ譲ルベシ」という由利公正の原案が生かされていたならば、藩閥や学閥の形成と表裏をなす終身雇用制をチェックする恰好の口実ができていたかもしれない。かつて平安朝も中期を過ぎると藤原氏の専横によって日本へ移植された科举の制度が

骨抜きになってしまったが、それと同じように、西洋から移入された競争試験による選抜の制度も、日本という風土の中では社会的モービリティの少ないエスカレーター・システムによって生半可なものに堕してしまった。それは対内的に見ると和を尊ぶ温情主義、パターナリズムでそれなりの良さもあるのだが、しかし対外的には西洋流の苛烈な生存競争には打ち克てない。大正・昭和の日本が呈した動脈硬化症状の一因は、自己淘汰を拒む特権維持のギルド的発想にあったのではないだろうか。

とはいっても日本は、東南アジア諸国に比べても、また南米諸国に比べても、試験制度の運用がうまく行なわれている国である。それは試験や能力による人材の登庸という観念が明治になって突然日本にはいったからではなく、過去にも類似の体験があったからといえるかもしれない。「登庸」という漢字が示すようにその観念は中国から帰った留学生によって日本に植えつけられたのだが、試験について今日でも使われている術語は「及第」や「落第」をはじめ、実に多くが科挙に関係した語彙から取られている。中国の官吏登庸試験の起源は古く、西暦五八七年、隋の文帝の時代にさかのぼる。そして日本には西暦七八年、奈良時代の昔から伝わって平安時代を通じて課試験制度は行なわれていた。日本人が日常生活で使う「秀才」という言葉も、才が秀れた者という一般的な意味のほかに、中国では時代によって多少異なるが、科挙の一次試験の及第者の称であったし、日本では大宝令の制で方略策の論文の科試に及第した文章得業生を指したのである。そして中国の科挙の制度の影響は東の隣国である日本に限定されてはいなかった。

試験制度にたいする悪口が盛んなのは、日本でも西洋でも落第体験者が落第無体験者よりも数の上では圧倒的に多いのだから当然ともいえる。パリの *Lamirault* 書店で出した『大百科辞典』の *EXAMEN* (試験) の項目は次のようにはじまっている。「今日試験を悪くいい、この中国の制度に反対する声はすこぶる高い。悪様にいうのが流行である。」しかしフランスでは試験制度の肯定者もまた強力な発言力を持っている。民主主義は身分や生まれの如何を問わず、各人の能力次第で人材を登庸するのが建前なのだから、公平で内容の充実した試験こそが文治主義のデモクラシーを裏づける制度といえる。フランスが大革命の後に、競争試験制度を採用した際に、中国の科挙の制を直接見ならったわけではないが、しかしリッチやセメードによって詳しく紹介され、十八世紀の啓蒙思想家——知的には秀れているが、身分的に束縛されて不満を抱いている知識人たち——の理想的であった中国の官吏採用試験制度がフランスの当事者の意識にはのぼっていたにちがいない。それにたいして、試験制度に反対する者は「中国の制度」 *système chinois* と貶しめ、 *mandarinat* とその形骸化を倣い、試験合格者のボーヴォワール自身が、インテリの自虐趣味もまじって、合格者たちを *mandarin* と名づけてみたりするのであった。

試験制度の変遷をこのように大観してみると、中国の制度がいったん西のヨーロッパに渡り、それがまたフランスから東へ戻って十九世紀の日本に再導入されたともいえるようである。そして、歴史の皮肉というべきかもしれないが、北清事変の直後には、西洋の教育制度を採用した開化の日本と、旧制度を墨守する固陋の中国の両者が比較批判されて、一九〇四年(明治三十七年、光緒三十年)を最後の年として、清では科挙の制が廃止されてしまう。その試験を(懲罰的な意

味だが）一時停止せよという要求は一九〇〇年に義和団を破って北京へ乗り込んだ連合国側が清につきつけた要求事項の中にも含まれていた。国際感覚の鋭いフランスの比較文学者バルダンス・ペルジェは一九一二年に中国と日本を訪ねたが、彼はその『自伝』の中に、*Autour des impasses mandarines* という章を設けて、梁汝浩、趙秉鈞、周学熙などの中国の大官や厳復のような学者と会った印象と西園寺公望、渋沢栄一、末松謙澄などの日本の知欧派の指導者と語り合った印象とを比較している。「日本では革新の試みや活動の起点を、中国とちがって、試験々々で金縛りになった官僚主義や記憶一点張りの詰込主義に求めてはいない。日本の武士階級は、維新後その特権を失いはしたが、祖国のためにその知力をふりしぼって働いている。」

およそ試験のプログラムの内容は一国の選ばれた青年の知的努力の方向を決定する。科挙以来の由緒ある表現を借りれば「文柄を取る」。試験制度による人材登庸こそが民主主義の保証であるとするならば、試験の内容の改善と充実に当事者は常につとめなければならず、世論もまた常にこれを監督しなければならない。フランスで論文審査や口述試験が公開されるのは後者の希望に応じたものである。そしてそうした内容にたいする配慮と、一般にフランスでは試験だけの秀才というものが少ないという事実、換言すれば総合的な大がかりな考查の結果か受験者の将来の實力と高い相関関係を持っている事実は注目に値する。サルトルやボーヴォワールのような思想家や作家が哲学の高等教育資格試験を一番で通過した、二番で通過したということが話題にのぼるのは、充実したフランスの試験制度を背景にしてはじめて意味を持ちうる席次である。フランス政府が行なう給費留学生選抜その他の欧米諸大学の試験を受けた日本人ならば、その網羅的な試験のやり方それ自体にも西洋文明の一つの表われを体感するにちがいない。

試験のやり方それ自体にも西洋文明の一つの表われを体感するにちがいない。

試験の内容が一国の文柄を取ると書いたが、一三七〇年に明の太祖が中国統一後の第三年に科挙の制を復活させたのはその好例といえる。元朝では蒙古人の支配下に科挙は中絶されていたのだが、この制度の復活は、同時に試験の内容である儒教のオーソドクシーの復活であり、儒教が体現する中国の伝統的な社会的・政治的秩序の再確立を意味したのである。明代は漢民族の国家主義的反動の時代であり、科挙の試験制度はそうした中であって、中国の文化遺産継承の一つのインスティテュションとして重要な役割を果たしたのである。

文治主義の中国の最大特徴は科挙の制で選ばれた文官による支配にある。中国の「士大夫」は日本の「士」ほど、良かれ悪しかれ、武張っていない。いまリッチの報告を一九九七年九月九日の書簡から引用してみよう。

「この国（中国）は一人の王によって統治され、王位は世襲されています。しかしそれ以外の点では君主政体というよりもむしろ共和政体だと思います。国王の親族は、遠縁に至る者まで、国政上の職務につくことはできません。親族は王との血縁関係の度合に応じて、国庫から充分の給与を受け……地方に土地を与えられて豪奢な暮らしをしています。しかしそこでも家の者を除いては命令することはできないのです……。こうした処置は皇族の間から反乱が起こるのを防ぐためです。」

十八世紀ヨーロッパの啓蒙思想家の注意を引かずにはおかぬような指摘である。文官の支配



についての考察も、権力の分立に言及していて興味がふかい。いまの言葉を使うなら文官優位 civilian control の問題である。

「国政はすべて文官の手中にあります。文官ははじめは小さな職についていますが、四年か五年に一度、業績に応じて昇進します。時には位を下げられることも官職から追われることも、また嚴重に処罰されることもあります。この昇進には九段階があり、そのために少数の例外を除いては、高齢にならなければ一番上まではゆけません。軍の指揮官にも九階級ありますが、しかし彼らはみな文官に服従することになっています。それだから文官の第七等や第八等の位の方が軍人の第一等の位の者より世間から尊敬を受けています。兵隊は中国ではひどく卑しめられていて、それだから国中でいちばん劣等な連中が兵士になっています。駐屯地や戦争の際は司令官が兵隊を指揮しますが、しかし兵隊が給料を受け取るのは文官からです。これは権力を分散させることにより反乱を防ぐ措置の由で、ある者は財布を握り、他の者は兵士を握るといわけです。」